春光台公園運営協議会の位置付け

市民や地域が望んでいる公園なの？
私たちの意見や要望は反映されているの？



市民による公園の管理運営の検証、公園管理に関する意見聴取、市民ニーズの把握が必要

市民･地域等が参加

春光台公園運営協議会
（都市公園法第17条の２に基づき設置）

意見聴取
意見交換

緑の審議会の結果
報告及び説明

旭川市公園みどり課
（審議会及び協議会事務局）

旭川市緑の審議会
緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画、その他重要な事項について調査及び審議する

意見提出

審議
決定

公園の整備、管理及び運営等に反映

事業計画へ盛込み
必要な法令制定等